

国 税 徴 収 法 令 和 2 年 度 改 正 関 連 事 項

本年度の税理士試験(国税徴収法)の受験にあたり、民法の改正などに関連して下記の項目が改正になっております。今後の学習にあたっては、本件を留意の上で宜しくお願いします。

1. 徴収権の時効

従来の時効中断と時効停止が、民法の改正により下記の名称に改正されました。名称が改正されただけで、国税の徴収権に関する取扱いに変更はありません。

- ・時効「中断」⇒ 時効「更新」
- ・時効「停止」⇒ 時効「完成猶予」

2. 第三者権利としての配偶者居住権の新設

配偶者居住権とは、例えば夫が亡くなった妻はその不動産を実際に相続しなくても、引続きその不動産に居住できるという権利です。

この規定が民法で新設されたことにより、これが第三者の権利となり配偶者居住権のある者は差押換えの請求等ができるようになります。

3. 無記名債権の財産区分の変更

これまで国税徴収法の財産区分では無記名債権である商品券、乗車券等は「有価証券」として取り扱われていましたが、改正により今後これらは「動産」として取り扱います。

4. 理論集(理論テキスト)修正箇所

問題	頁	旧 規 定	新 規 定
1-2	3	タイトル 2.時効の <u>中断</u> (1)時効の <u>中断</u> 文中2行目 た時に <u>中断</u> し～ (2)最終行 ～その時効 <u>中断</u> の効力は、失われない。	2.時効の <u>更新</u> (1)時効の <u>更新</u> た時に <u>更新</u> し～ (2)最終行 ～その時効 <u>更新</u> の効力は、失われない。
1-2	4	タイトル 3.時効の <u>停止</u>	3.時効の <u>完成猶予</u>
3-3	13	タイトル 3.時効の <u>中断</u> と進行 文中2行目 に <u>中断</u> し～	3.時効の <u>更新</u> と進行 に <u>更新</u> し～
4-4	24	(5)時効の <u>中断</u> 及び不進行 文中2行目 消滅時効は <u>中断</u> し～	(5)時効の <u>更新</u> 及び <u>完成猶予</u> 消滅時効は <u>更新</u> し～
6-3	41	1.第三者の権利の目的となっている財産 (1)① ～留置権、質借権その他第三者の権利 (上記～	新規で割り込み (1)① ～留置権、質借権、 <u>配偶者居住権</u> その他第三者の権利(上記～
6-4	43	タイトル 2.時効 <u>中断</u> の効力 文中1行目末尾 ～ <u>中断</u> する。	2.時効 <u>更新</u> の効力 ～ <u>更新</u> する
8-1	63	3.効力 (3)交付要求による時効 <u>中断</u> 文中 1行目 ～生じた時に <u>中断</u> し～ 3行目 ～時効が <u>中断</u> され～ 4行目 ～その時効 <u>中断</u> の効力～	(3)交付要求による時効 <u>更新</u> 及び <u>完成猶予</u> ～生じた時に <u>更新</u> し～ ～時効が <u>更新</u> され～ ～その時効 <u>更新</u> の効力～
8-2	66	3.効力 (3)参加差押による時効 <u>中断</u> 本文1行目 ～効力が生じた時に <u>中断</u> し～	(3)参加差押による時効 <u>更新</u> 及び <u>完成猶予</u> ～効力が生じた時に <u>更新</u> し～